

川崎南税務署からのお知らせ

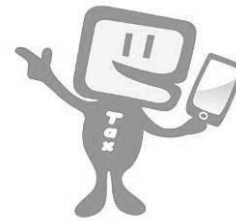
【問合せ先】 〒210-8531 川崎市川崎区榎町3-18 TEL 044 (222) 7531 (代表)
※ お電話は、自動音声に従ってご用件の番号を選択いただくと、担当者にご用件にお答えします。

自宅から e-Tax が便利！

確定申告は
スマホからがおすすめです！



「国税庁 e-Tax キャラクター イータ君」



【国税庁ホームページ】

税理士による無料申告相談

～ 申告書を作成できます ～

申告書作成会場の開設期間以前に、次の日程で「税理士による無料申告相談」を実施しますのでご利用ください。

期間	会場	所在地	受付時間	対象者 ^(注1)
令和6年 2月1日(木) ～ 2月6日(火) (土、日及び祝日を除きます。)	幸区役所 4階会議室	川崎市幸区 戸手本町1-11-1	午前9時30分から 午後3時まで 【事前申込をお願いします】	・年金受給者 ・給与所得者 ・小規模納税者 ^(注2)

注1 土地、建物及び株式などの譲渡所得がある方は対象とはなりません。

注2 小規模納税者とは、事業所得、不動産所得または雑所得を有する方のうち、令4年分の所得金額（専従者控除前または青色専従者給与及び青色申告特別控除前）が300万円以下の方を指します。

- 申告書等の提出のみの場合は、川崎南税務署に直接お持ちいただくか、郵送でご提出ください。
- 令和5年分の税理士による無料申告相談は、混雑回避のため、オンラインによる**事前申込**を受け付けます。
- オンラインによる事前申込は、令和6年1月10日(水)から可能となります。
詳細につきましては、右記事前申込サイトを参照願います。
なお、**電話での受付は行っておりません**ので、ご注意ください。
- オンラインによる事前申込**サイトの操作方法**についてのお問合せは、**【050-1808-7285】**（受付時間：平日午前10時～正午、午後1時～午後4時）へお願いします。
- 一部、当日入場整理券の配付を行いますが、無くなり次第終了となりますので、オンラインによる事前申込をご利用ください。
- ご来場の際は、源泉徴収票など申告相談に必要な書類、スマートフォン及びマイナンバーカード等（詳しくは裏面の「お持ちいただくもの」をご覧ください。）をご持参ください。

（裏面もご覧ください。）

事前申込サイト

下記のいずれかのサイトから
事前申込をお願いいたします。

無料申告相談専用
LINE 事前申込



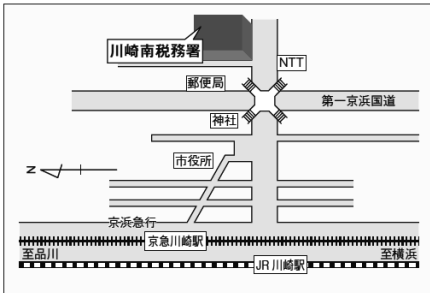



Web 事前申込



https://coubic.com/tochi108/booking_pages

申告書作成会場の開設について

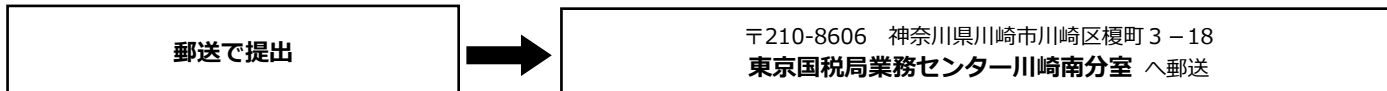
～原則、スマートフォンで申告書を作成していただきます～

開設期間	会場	所在地	時間
令和6年 2月16日(金) ～ 3月15日(金) ※ 土、日及び祝日を除きます。(注)	川崎南税務署 ※開設期間中、駐車場は 利用できません。	川崎市川崎区 榎町3-18	【受付】 午前8時30分から午後4時まで ※会場の混雑回避のために、受付を早めに 締め切る場合があります。 【相談】 午前9時15分から
お持ちいただくもの		案内図	
① 源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類 ② マイナンバーカード(※) ※ マイナンバーカード発行時に設定した、次のパスワードも必要です。 ・ 利用者証明用電子証明書(数字4桁) ・ 署名用電子証明書(英数字6文字以上16文字以下) ※ マイナンバーカードをお持ちでない場合は、次の書類をお持ちください。 ・ 運転免許証等の身元確認書類 ・ 通知カード等のマイナンバーが分かる書類			
入場整理券		事前に準備いただきたいこと	
○ 令和5年分の申告書作成会場では、混雑回避のために「入場整理券」を配付します。 ○ 入場整理券の配付状況に応じて、受付を早く締め切る場合があります。 ○ 3月中は入場整理券の入手が困難となることが予想されますので、2月中の来場をお勧めします。 ○ 入場整理券は、当日、会場で配付するほか、LINEによる事前発行で入手することが可能です。 是非、LINEによる事前発行をご利用ください。		マイナンバーカードを利用した、マイナポータル連携には以下のようなメリットがありますので、 <u>マイナポータル連携の事前準備</u> をお願いします。 ○ 確定申告書に添付する書類の管理・保管が不要 ○ 申告書への自動入力が可能(控除証明書等の集計や1件ずつ入力する手間が不要) ○ e-Taxでデータ送信	
オンラインで事前発行 友だち追加は こちらから!  LINEアプリで国税庁の公式LINEアカウントを友だち追加してください。		マイナポータル連携の概要は こちらから!  マイナポータル連携の事前準備は こちらから! 	

(注) ただし、2月25日の日曜日は開場します。

郵送での提出先は東京国税局業務センター川崎南分室です

- 申告書等の提出のみの場合は、川崎南税務署に直接お持ちいただくか、郵送でご提出ください。
なお、申告書等を郵送により提出する場合には、東京国税局業務センター川崎南分室宛てにご提出ください。



～事業所得者・不動産所得者のみなさまへ～

消費税 インボイス制度について

適格請求書(インボイス)発行事業者は、令和6年4月1日(月)までに消費税の確定申告を行う必要があります。
なお、免税事業者がインボイスの登録を受けた場合は、負担軽減措置等があります。



確定申告手続は、確定申告書等作成コーナー・e-Taxをご利用ください!!
e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

インボイス制度に関する情報ガイド
(税額の計算方法)

